

令和4年度
定期監査結果について

(令和4年11月～令和5年9月実施)

令和6年3月

山形県監査委員事務局

目 次

| | | |
|----|-------------------|----|
| 第1 | 監査の概要 | |
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査の範囲及び目的 | 1 |
| 3 | 監査の実施方法 | 1 |
| 4 | 監査の着眼点及び重点監査項目 | 1 |
| 5 | 対象機関の数 | 2 |
| 6 | 監査実施期間 | 3 |
| 7 | 監査の執行者 | 3 |
| 第2 | 監査結果の概要 | |
| 1 | 監査結果の処理 | 3 |
| 2 | 指摘・注意事項の件数 | 3 |
| 3 | 指摘・注意事項の内容並びに発生要因 | 5 |
| 4 | 部局別状況 | 8 |
| 5 | 重点監査項目の監査結果 | 9 |
| 6 | 財務事務の適正執行に向けて | 9 |
| 第3 | 部局別監査結果 | |
| 1 | 総務部 | 10 |
| 2 | みらい企画創造部 | 10 |
| 3 | 防災くらし安心部 | 11 |
| 4 | 環境エネルギー部 | 11 |
| 5 | しあわせ子育て応援部 | 13 |
| 6 | 健康福祉部 | 15 |
| 7 | 産業労働部 | 17 |
| 8 | 観光文化スポーツ部 | 18 |
| 9 | 農林水産部 | 18 |
| 10 | 県土整備部 | 21 |
| 11 | 会計局 | 23 |
| 12 | 村山総合支庁 | 23 |
| 13 | 最上総合支庁 | 24 |
| 14 | 置賜総合支庁 | 24 |
| 15 | 庄内総合支庁 | 26 |
| 16 | 東京事務所 | 27 |
| 17 | 企業局 | 27 |
| 18 | 病院事業局 | 28 |
| 19 | 県議会 | 30 |
| 20 | 教育委員会 | 31 |
| 21 | 警察本部 | 39 |
| 22 | その他委員会等 | 40 |

第1 監査の概要

山形県監査委員監査基準（令和2年3月山形県監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び定期監査実施要綱（平成10年4月監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

3 監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第5に基づき事務局職員による予備監査を行い、その後、同要綱第4に基づき監査委員による本監査を行った。

（1）予備監査

事務局職員が監査対象機関（以下「対象機関」という。）に出向き、監査調書を基に対象機関の職員から説明を聴取するとともに、関係書類や帳簿を検査し、必要に応じて資料の提出を求めて検分する方法により行った。

（2）本監査

監査委員が対象機関に出向き、監査調書の内容や事務事業の実態を調査し、併せて対象機関の所属長等から説明を聴取する方法により行った。ただし、監査実施計画において書面監査により実施することとしている対象機関の本監査は、監査調書等を基に書面監査を行った。

なお、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、実地監査を書面監査やICTを活用したオンライン方式による監査に変更して行った。

4 監査の着眼点及び重点監査項目

監査の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて確認を行うとともに、「実効ある内部統制に向けた取組状況」を重点監査項目に位置づけ、各対象機関から聴取を行った。

5 対象機関の数

表1 (部局別の対象機関数及び実施機関数)

(単位：機関)

| 部 局 | 対象機関数 | 実施機関数 | 左の内訳 | |
|------------|-------|-------|------|------|
| | | | 実地監査 | 書面監査 |
| 総務部 | 10 | 10 | 9 | 1 |
| みらい企画創造部 | 7 | 7 | 7 | - |
| 防災くらし安心部 | 7 | 7 | 5 | 2 |
| 環境エネルギー部 | 6 | 6 | 6 | - |
| しあわせ子育て応援部 | 8 | 8 | 8 | - |
| 健康福祉部 | 14 | 14 | 11 | 3 |
| 産業労働部 | 15 | 15 | 12 | 3 |
| 観光文化スポーツ部 | 4 | 4 | 4 | - |
| 農林水産部 | 22 | 22 | 18 | 4 |
| 県土整備部 | 14 | 14 | 12 | 2 |
| 会計局 | 1 | 1 | 1 | - |
| 村山総合支庁 | 4 | 4 | 4 | - |
| 最上総合支庁 | 4 | 4 | 4 | - |
| 置賜総合支庁 | 4 | 4 | 4 | - |
| 庄内総合支庁 | 4 | 4 | 4 | - |
| 東京事務所 | 1 | 1 | 1 | - |
| 企業局 | 6 | 6 | 3 | 3 |
| 病院事業局 | 5 | 5 | 5 | - |
| 県議会 | 1 | 1 | 1 | - |
| 教育委員会 | 75 | 75 | 50 | 25 |
| 警察本部 | 15 | 15 | 8 | 7 |
| その他委員会等 | 3 | 3 | 3 | - |
| 合 計 | 230 | 230 | 180 | 50 |

(注1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注3) しあわせ子育て応援部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談センター及び金谷寮並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注4) 総合支庁は、部を1対象機関としている。

(注5) 会計局は、2課で1対象機関としている。

(注6) 企業局は、本局の3課で1対象機関としている。

(注7) 県議会は、2課1室で1対象機関としている。

(注8) 警察本部は、本部の各部及び警察学校で1対象機関としている。

(注9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

6 監査実施期間

令和4年11月16日から令和5年9月4日まで

7 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

| | | |
|------|-------|---------------|
| 監査委員 | 星川純一 | (令和5年4月29日まで) |
| 同 | 森谷仙一郎 | (令和5年4月29日まで) |
| 同 | 奥山誠治 | (令和5年5月23日から) |
| 同 | 高橋啓介 | (令和5年5月23日から) |
| 同 | 松田義彦 | |
| 同 | 海老名信乃 | |

第2 監査結果の概要

1 監査結果の処理

監査の結果については、実施要綱第9に基づき、対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、この中で、是正又は改善を要すると認められるものについては、次の区分により指摘事項又は注意事項とした。

なお、指摘事項に係る処理状況又は改善方針については、文書で回答を求めた。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反し重大と認められるもの
- イ 著しく妥当性を欠くと認められるもの
- ウ 予算目的に反する行為をしたもの
- エ 経済性、効率性、有効性等の観点から、明らかに改善を要すると認められるもの
- オ 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの
- カ その他指摘することが適当と認められるもの

(2) 注意事項

- ア 指摘事項には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があると認められるもの
- イ その他注意することが適当と認められるもの

2 指摘・注意事項の件数

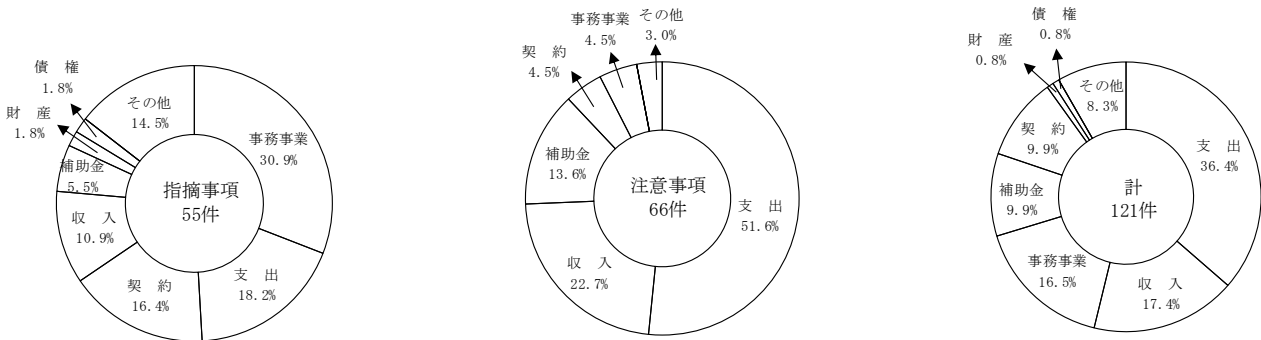
定期監査の結果、指摘事項又は注意事項として是正又は改善を要すると認められたものは121件であり、前年度の117件から4件増加した。事務の区分では、「支出事務」が44件で最も多く、次いで「収入事務」が21件であった。

表2 (定期監査における指摘・注意事項)

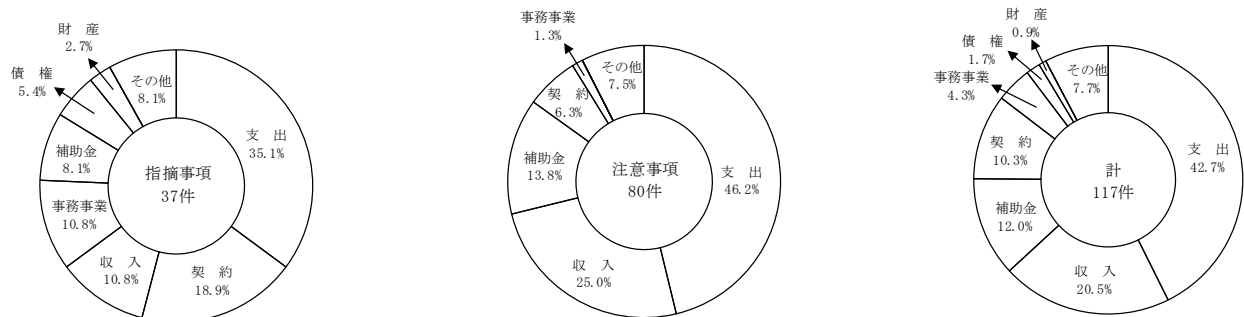
(単位：件)

| 区分 | 令和4年度 | | | 令和3年度 | | | 増減 | | |
|----------------------------|-------|----|-----|-------|----|-----|-----|------|-----|
| | 指摘 | 注意 | 計 | 指摘 | 注意 | 計 | 指摘 | 注意 | 計 |
| 支出事務 | 10 | 34 | 44 | 13 | 37 | 50 | △ 3 | △ 3 | △ 6 |
| 収入事務 | 6 | 15 | 21 | 4 | 20 | 24 | 2 | △ 5 | △ 3 |
| 事務事業の執行管理 | 17 | 3 | 20 | 4 | 1 | 5 | 13 | 2 | 15 |
| 契約事務 | 9 | 3 | 12 | 7 | 5 | 12 | 2 | △ 2 | 0 |
| 補助金等交付事務 | 3 | 9 | 12 | 3 | 11 | 14 | 0 | △ 2 | △ 2 |
| 財産管理 | 1 | - | 1 | 1 | - | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 債権管理事務 | 1 | - | 1 | 2 | - | 2 | △ 1 | 0 | △ 1 |
| 予算執行等 | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 | 0 |
| その他(前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの) | 8 | 2 | 10 | 3 | 6 | 9 | 5 | △ 4 | 1 |
| 計 | 55 | 66 | 121 | 37 | 80 | 117 | 18 | △ 14 | 4 |

(令和4年度)



(令和3年度)



3 指摘・注意事項の内容並びに発生要因

(1) 指摘・注意事項の内容

ア 支出事務 (44件)

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、契約書等に定める期限内に支払をしていないもの | 6 | 9 | 15 |
| (イ) 請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの | 3 | 7 | 10 |
| (ウ) 諸手当や赴任旅費の算定を誤ったものなど、報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費の支給が適切でないもの | - | 6 | 6 |
| (エ) 支払事務の遅延により延滞金等を発生させたもの | 1 | 3 | 4 |
| (オ) その他(旅費の支払が遅延していたものが相当数あるもの、支払先を誤って支出したことにより返納の是正を行ったもの など) | - | 9 | 9 |
| 計 | 10 | 34 | 44 |

イ 収入事務 (21件)

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|---|----|----|----|
| (ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したものや、調定額又は収入科目を誤って調定を行ったものなど、収入の調定が適切でないもの | 3 | 11 | 14 |
| (イ) 国交付金申請等の事務ミスにより一般財源から支出したものや、現金の金融機関への払込みが遅延したものなど、収入事務が適切でないもの | 3 | 4 | 7 |
| 計 | 6 | 15 | 21 |

ウ 事務事業の執行管理 (20件)

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 3年連続で支出額の誤りが繰り返されたものや、県費で支出すべき費用について、職員が私費で支払ったものなど、執行管理体制が適切でないもの | 11 | - | 11 |
| (イ) 工事の請負について公所長に委任された額を超えて執行しているものや、消費税非課税扱いの料金について誤って消費税相当額を徴収していたものなど、関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの | 5 | - | 5 |
| (ウ) 契約書等の書類を紛失したもの | - | 3 | 3 |
| (エ) その他(複数の業務について、必要な手続を行わずに放置するなどしたもの) | 1 | - | 1 |
| 計 | 17 | 3 | 20 |

エ 契約事務（12件）

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|---|----|----|----|
| (ア) 契約保証金を徴すべきところ徴していないものや、保証期間の変更手続が行われていないものなど、契約保証金徴収等の事務が不適切だったもの | 3 | 1 | 4 |
| (イ) 入札後に落札決定を取り消し又は入札を取り止めたもの | 3 | - | 3 |
| (ウ) その他（一括発注すべきものを分割発注したもの、審査会に付議する必要がある案件について審査会を経ずに処理しているもの など） | 3 | 2 | 5 |
| 計 | 9 | 3 | 12 |

オ 補助金等交付事務（12件）

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|--|----|----|----|
| (ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上になったものなど、補助金等の交付事務が遅延したもの | 3 | 3 | 6 |
| (イ) 交付額や事業に要する経費に大幅な減額があったにもかかわらず、要綱等に定める変更承認等の手続を行っていないもの | - | 4 | 4 |
| (ウ) その他（変更交付決定等に伴う補助金の返還が遅延しているもの） | - | 2 | 2 |
| 計 | 3 | 9 | 12 |

カ 債権管理事務（1件）

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|-----------------------------------|----|----|----|
| (ア) 催告などの債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの | 1 | - | 1 |
| 計 | 1 | - | 1 |

キ 財産管理（1件）

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|---|----|----|----|
| (ア) 行政資産の使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの | 1 | - | 1 |
| 計 | 1 | - | 1 |

ク その他（前回の指摘事項等の改善が適切でないもの）（10件）

| 内 容 | 指摘 | 注意 | 合計 |
|----------------------------|----|----|----|
| (ア) 給料、諸手当の支給が適切でないもの | 2 | 1 | 3 |
| (イ) 旅費の支払が遅延していたものが相当数あるもの | 2 | - | 2 |
| (ウ) 補助金等の交付事務が適切でないもの | 2 | - | 2 |
| (エ) 調定手続が遅延したもの | 1 | - | 1 |
| (オ) 契約書等に定める期限内に支払をしていないもの | 1 | - | 1 |
| (カ) 契約書の記載内容に不備があるもの | - | 1 | 1 |
| 計 | 8 | 2 | 10 |

前回監査（令和3年度対象）において指摘等がなされた事項について、令和4年度も同様の不適正な事務処理を行っていたもの

（2）発生要因

不適正な事務処理の発生要因について対象機関から聴き取り等を行ったところ、

ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま、誤った判断の下に事務処理を行ってしまったこと

イ 決裁過程における業務管理者等による組織的なチェックや処理期限の共有など進捗管理が徹底されていなかったこと

などが挙げられた。

主な事例は次のとおりである。

ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま処理が行われているもの

- ・ 関係規程に対する理解が不十分だったことにより、公所長に委任された額を超えて予算を執行してしまったもの
- ・ 国の交付金事務の仕組みに対する理解が不十分だったことにより、交付申請手続きに遺漏が生じたもの
- ・ 期末・勤勉手当等の各種手当の手続に関する理解が不十分だったことにより、手当の支給額や支給時期を誤り、追給や返納を要したもの
- ・ 契約保証金の徴収免除規定に関する理解が不十分だったことにより、契約保証金を徴すべきところ徴していないもの
- ・ 補助金の交付要綱に関する理解が不十分だったことにより、交付額や事業に要する経費に大幅な減額があったにもかかわらず、交付要綱に定める変更承認手続を行っていないもの

など

イ 組織的なチェックや進捗管理が徹底されていなかったもの

- ・ 事務処理の期限や人事異動時の業務の引継等が組織で共有されていなかったため、担当職員の業務多忙や失念等により収入や支出等の手続が遅延したもの
- ・ 新規採用職員等の事務に不慣れな職員や休暇取得等の不在職員が担当する事務について、組織的な対応が徹底されていなかったため、収入や支出等の手続が遅延したもの

- 入札事務に関して、予定価格の算定における組織的な確認が徹底されていなかったため、落札決定を取り消したり、入札開始後に入札を取り止めたものなど

4 部局別状況

指摘・注意事項の件数を部局別にみると、教育委員会が39件(32.2%)で最も多く、次いでしあわせ子育て応援部が11件(9.1%)、健康福祉部が10件(8.3%)となっている。

1 機関あたりの件数を令和3年度と比較すると、7部局等で増加、8部局等で減少している。

表3 (指摘・注意事項の部局別状況)

(単位：件)

| 部 局 | 令和4年度 | | | 令和3年度 | | | 増減 | | |
|------------|-------|--------|-------------|-------|--------|-------------|-------|--------|-------------|
| | 対象機関数 | 指摘注意件数 | 1対象機関あたりの件数 | 対象機関数 | 指摘注意件数 | 1対象機関あたりの件数 | 対象機関数 | 指摘注意件数 | 1対象機関あたりの件数 |
| 総務部 | 10 | - | 0.0 | 10 | 5 | 0.5 | - | △5 | △0.5 |
| みらい企画創造部 | 7 | 1 | 0.1 | 7 | 4 | 0.6 | - | △3 | △0.5 |
| 防災くらし安心部 | 7 | 1 | 0.1 | 8 | 2 | 0.3 | △1 | △1 | △0.2 |
| 環境エネルギー部 | 6 | 5 | 0.8 | 6 | 7 | 1.2 | - | △2 | △0.4 |
| しあわせ子育て応援部 | 8 | 11 | 1.4 | 8 | 5 | 0.6 | - | 6 | 0.8 |
| 健康福祉部 | 14 | 10 | 0.7 | 15 | 5 | 0.3 | △1 | 5 | 0.4 |
| 産業労働部 | 15 | 4 | 0.3 | 15 | 3 | 0.2 | - | 1 | 0.1 |
| 観光文化スポーツ部 | 4 | - | 0.0 | 4 | 4 | 1.0 | - | △4 | △1.0 |
| 農林水産部 | 22 | 6 | 0.3 | 22 | 11 | 0.5 | - | △5 | △0.2 |
| 県土整備部 | 14 | 5 | 0.4 | 14 | 6 | 0.4 | - | △1 | - |
| 会計局 | 1 | - | 0.0 | 1 | 1 | 1.0 | - | △1 | △1.0 |
| 村山総合支庁 | 4 | 8 | 2.0 | 4 | 7 | 1.8 | - | 1 | 0.2 |
| 最上総合支庁 | 4 | 5 | 1.3 | 4 | 5 | 1.3 | - | - | - |
| 置賜総合支庁 | 4 | 4 | 1.0 | 4 | 4 | 1.0 | - | - | - |
| 庄内総合支庁 | 4 | 9 | 2.3 | 4 | 3 | 0.8 | - | 6 | 1.5 |
| 東京事務所 | 1 | - | 0.0 | 1 | - | 0.0 | - | - | - |
| 企業局 | 6 | 4 | 0.7 | 6 | 1 | 0.2 | - | 3 | 0.5 |
| 病院事業局 | 5 | 8 | 1.6 | 5 | 3 | 0.6 | - | 5 | 1.0 |
| 県議会 | 1 | - | 0.0 | 1 | - | 0.0 | - | - | - |
| 教育委員会 | 75 | 39 | 0.5 | 74 | 36 | 0.5 | 1 | 3 | - |
| 警察本部 | 15 | 1 | 0.1 | 15 | 5 | 0.3 | - | △4 | △0.2 |
| その他委員会等 | 3 | - | 0.0 | 3 | - | 0.0 | - | - | - |
| 合 計 | 230 | 121 | 0.5 | 231 | 117 | 0.5 | △1 | 4 | - |

(注) 1 対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

5 重点監査項目の監査結果

重点監査項目として設定した「実効のある内部統制に向けた取組状況」に関し、対象機関において事務の適正執行を確保する取組などについて、聞き取りを行った。

その結果、職員同士のコミュニケーション活性化・事務の進捗状況の共有・職場での協力体制の強化に当たっては、定期的な職場ミーティングの実施や声かけ、事務スケジュール・マニュアルの共有、繁忙期等における業務の標準化等により、風通しの良い職場風土の醸成を行うことで不適正な事務処理を未然に防止するための対策がとられていることを確認した。

6 財務事務の適正執行に向けて

令和4年度の定期監査では、指摘等の件数が前年度から4件増加の121件となり、1機関あたりの件数も7部局等で増加する結果となった。

こうした状況を踏まえ、財務事務の適正執行に向けて、次のような取組が求められる。

(1) 所属長による適切なマネジメント

ひとたび不適正な事務処理が発生すれば、その内容によっては、是正改善のための措置や原因の分析、再発防止策の検討と実施に多くの時間と労力が割かれることになり、その影響は事業者等多方面に及ぶことにもなりかねない。

このため、所属長は職員の状況を常に確認しながら適切なマネジメントを行い、職員同士のコミュニケーションが良好で風通しの良い職場風土を醸成し、事務事業の進捗状況の共有や、協力体制の一層の強化などに取り組まなければならない。

(2) 内部統制の実効性の向上

令和2年4月に知事部局において内部統制が本格施行され、現在、他の任命権者においても同様の取組が行われており、所属長のマネジメントの下、取組が進み、導入の効果が表れてきている。一方で、内部統制実施結果報告書に記載のない不適正な事務処理も散見されており、職員におけるさらなる制度の浸透が必要と考えられる。

また、不適正な事務処理が発生した場合であっても、その原因等を分析し有効な再発防止策を講じることにより、同じ誤りを二度と繰り返すことがないようにすることが重要である。

第3 部局別監査結果

1 総務部（監査対象 10機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|--------------|------|-----------|--------|-------|
| 秘書課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 広報広聴推進課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 人事課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 職員育成センター | 書面 | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 働き方改革実現課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 総務厚生課 | 実地 | 令和5年9月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 財政課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| | | | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 高等教育政策・学事文書課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 管財課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 税政課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |

<指摘・注意事項なし>

2 みらい企画創造部（監査対象 7機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|---------------------|------|-----------|--------|------|
| 企画調整課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 市町村課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 移住定住・地域活力創生課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 総合交通政策課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| D X推進課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 統計企画課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |

<指摘事項>

ア その他

(ア) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支払期限内に支払をしていないもの 1件

15階印刷室プリント料（令和4年8月分）

請求書受理日 令和4年9月12日

支払期限 令和4年10月11日

支払日 令和4年10月21日

支出額 3,035円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

定期的に発生する支払をまとめた一覧表を作成し、複数人で進捗状況を随時把握・確

認めるよう処理手順を見直した。

3 防災くらし安心部（監査対象 7 機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------------|------|------------|--------|-------|
| 防災危機管理課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 消防救急課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 消防学校 | 実地 | 令和4年11月17日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 消費生活・地域安全課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 食品安全衛生課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 松田委員 | — |
| 置賜食肉衛生検査所 | 書面 | 令和5年3月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄内食肉衛生検査所 | 書面 | 令和4年11月29日 | 星川委員 | 松田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

消防防災航空隊の時間外勤務命令簿の不備により、時間外勤務手当の算定を誤り、追給を要するもの 14件 合計84,105円

主な事例は以下のとおり

令和2年度から令和4年度分まで

既支給額 0円

正支給額 9,694円

要追給額 9,694円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

時間外勤務命令簿に、あらかじめ時間外勤務手当への加算対象となる特殊勤務手当の名称及び単価を記載し、適正な時間外勤務命令を行うことで、手当の算定誤りが生じないようにした。

4 環境エネルギー部（監査対象 6 機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------------|------|-----------|--------|-------|
| 環境企画課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 環境科学研究センター | 実地 | 令和5年1月12日 | 星川委員 | 松田委員 |
| エネルギー政策推進課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 水大気環境課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 循環型社会推進課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| みどり自然課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で財産台帳への記載が滞るなど、内部けん制が的確に機能していな

いもの

財産台帳への記載が滞っているもの 3件

主な事例は以下のとおり

元休憩所（四阿） 22.83 m²

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

これまで1人で行っていた財務会計システムによる財産台帳への記載について、2人体制にし、相互に確認することにより、記載漏れや記載誤りを防止する。

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

契約の締結又は履行が適切でないもの

a 建設工事請負契約において、契約保証金の納付前に契約を締結したもの
1件

令和4年度施設維持補修費蔵王国定公園お清水刈田線外木橋再整備工事

契約締結日 令和4年7月11日

契約金額 1,276,000円

契約保証金納入日 令和4年7月12日

契約保証金額 127,600円

b 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続が行われていないもの 1件

令和3年度（債務負担行為）県立自然博物館管理運営事業費 磐梯朝日国立公園県立自然博物館木製橋梁復旧工事

契約保証金額 279,400円

当初工期 令和4年4月12日から令和4年5月31日まで

第1回変更契約後工期 令和4年4月12日から令和4年7月29日まで

第2回変更契約後工期 令和4年4月12日から令和4年8月31日まで

不足する日数 92日間

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約締結前に、事務主任者だけではなく、業務管理者、必要に応じて支出審査担当者に契約保証金の納付の必要性の有無を確認することにより徴収漏れを防止する。

併せて、契約・変更契約締結時の支出伺いに契約保証金に係るチェックシートを添付することにより、事務ミスを防止する。

イ 収入事務

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国交付金を財源とする事務の執行について、交付申請手続に遺漏があったため、一部、国からの交付金を財源とすることができず、一般財源から支出したもの

令和4年度環境保全施設整備事業磐梯朝日国立公園志津博物展示施設滅菌室屋根等修繕工事

執行額 2,365,000円

うち、国からの交付金を財源とすることができなかった金額 182,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

交付申請の手續に係るチェックリストを作成し、交付申請や変更交付申請の決裁時に添付することにより、手續漏れを防止する。

ウ 債権管理事務

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件

山形県民CO2削減価値創出事業収入

納期限 令和5年3月20日

納入日 令和5年4月12日

金額 1,142,240円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

債務者との手續等の進捗を確認するチェック表を作成し、業務管理者及び業務総括者と状況を共有するとともに、債務者への連絡調整を密にすることで、未収金の発生防止と催告など債権の適切な管理を行う。

エ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和4年度やまがた未来くるエネルギー補助金

実績報告日 令和4年9月5日

額の確定日 令和5年3月7日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

処理中の申請書類の保管場所を1箇所に集約し、担当者以外も処理案件の書類確認が出来るように変更し、班内で、随時確認を実施する。

申請受付の受託業者とともに班内で月1回の受付件数、処理件数、問合せ状況を共有する場を設け、処理状況の全体把握を行い、遅延及び処理漏れがないようチェック体制を強化する。

申請者ごとの「処理状況一覧」、申請内容の問合せや添付書類の再提出依頼等を記録する「問合せ一覧」を作成し、執行管理を強化する。

5 しあわせ子育て応援部 (監査対象 8機関)

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------------|------|------------|--------|-------|
| しあわせ子育て政策課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 海老名委員 | — |
| 子ども成育支援課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 子ども家庭福祉課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 福祉相談センター | 実地 | 令和5年1月12日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄内児童相談所 | 実地 | 令和4年11月17日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴岡乳児院 | 実地 | 令和4年11月17日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 朝日学園 | 実地 | 令和5年2月10日 | 松田委員 | — |
| 多様性・女性若者活躍課 | 実地 | 令和5年7月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

県費で支出すべき費用に関し職員が私費で支払ったものについて、事実確認に時間を要し、相手方に出所不明の資金を保管させていたもの 2件 合計 1,330,000円

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県面会交流支援事業業務委託に係る概算払

私費による支払日 令和3年8月13日

私費による支出額 850,000円

私費による支払の返還日 令和4年11月24日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

県費で支出すべき費用に関する支出事務を適切に執行するため、事務執行チェックシートを活用し、執行状況を確認するとともに、担当内ミーティングを定期的を実施し、業務のスケジュールや内容を共有する。

また、定期的に、財務会計システムから支出伺及び支出命令のデータを抽出・整理して支出予定額一覧表を作成し、支出伺ごとの支払状況や、支出の遅れや漏れがないか確認する。

イ 収入事務

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る事務が漏れていたことにより、一部、国からの補助金を財源とすることができず、一般財源から支出したもの 1件

令和4年度山形県私立学校一般補助金（幼稚園等分）

補助金額 1,188,000円

うち、国からの補助金を財源とすることができなかった金額 594,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

今後は受理簿を作成し、事業計画書の提出があった都度受理簿に記載、業務管理者が受理簿と事業計画書の突合を行うことで、再発防止を図る。また、国から額の確定通知が届いたら、事務執行チェックシートに県はいつまでに額の確定を行わなければならないかなどポイントを追記することで、再発防止を図る。

ウ 契約事務

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件
すごいな！山形わくわく体験モデル事業実施業務委託

契約金額 6,930,000円

要契約保証金 693,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

改めて契約保証金の規定を確認し、事務処理について複数で確認しながら行う。

エ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの

(内容)

負担金交付申請者に対し、負担金の額の確定に係る通知を行っていないもの
1件

令和4年度山形県やまがたハッピーサポートセンター負担金

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

改めて要綱及び補助金等適化規則の内容や関係について職員の理解を徹底する。

(イ) 前年度の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの

(内容)

補助金等の交付事務が適切でないもの

実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 37件

主な事例は以下のとおり

令和3年度山形県子どものための教育・保育給付費補助金

実績報告日 令和4年6月30日

額の確定日 令和5年1月13日(国通知)

額の確定日 令和5年3月14日(県通知)

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金に係る事務処理の不備をなくすため、担当者・業務管理者の理解を深めることを目的とする勉強会を開催する。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

イ 支出事務

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

ウ 補助金等交付事務

(ア) 変更交付決定に伴う給付金の返還について、戻入決定が変更交付決定の日から1箇月を超えて遅延しているもの

(イ) 負担金について、3割を超える増額に係る計画変更承認後に、変更交付決定の処理を行っていないもの

6 健康福祉部 (監査対象 14機関)

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-----------------|------|------------|--------|-------|
| 健康福祉企画課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 衛生研究所 | 実地 | 令和5年1月24日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 医療政策課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 地域福祉推進課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| がん対策・健康長寿日本一推進課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 高齢者支援課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 障がい福祉課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| こども医療療育センター | 実地 | 令和5年1月13日 | 松田委員 | — |
| こども医療療育センター庄内支所 | 書面 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 最上学園 | 書面 | 令和5年1月10日 | 星川委員 | 松田委員 |
| やまなみ学園 | 書面 | 令和5年1月10日 | 星川委員 | 松田委員 |

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-----------------|------|------------|--------|------|
| 鳥海学園 | 実地 | 令和4年11月16日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 実地 | 令和4年11月17日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 精神保健福祉センター | 実地 | 令和5年1月24日 | 星川委員 | 松田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

補助金の交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの 16件

主な事例は以下のとおり

令和4年度山形県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金

交付申請日 令和4年9月8日

交付決定日 令和4年11月11日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

チェックシートの活用及びダブルチェックの徹底等を行い、補助金担当とは異なる職員が、申請書等の受付日、処理日及び申請内容についての照会、回答の実施日を記録する。

起案文書に事務執行チェックシート等を添付し、申請状況及び処理状況を課内で共有するとともに、業務総括者が適時、事務執行チェックシート等により業務の進捗状況等を確認・管理し、適切な補助金交付事務の執行に努める。

内部統制制度の仕組みを活用し、各職員が内部統制評価シート等の内容を意識して実践するなどにより、内部けん制が的確に機能するよう努める。

イ 契約事務

(ア) 契約事務が適切でないもの

(内容)

支出予定金額が10万円を超える物品購入において、単価契約を締結しないで、10万円以下に分割して支出負担行為をしているもの

医薬品の購入

発注時期 令和4年4月から10月まで

発注回数 17回

支出額 484,544円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

令和5年2月1日付けで単価契約を締結した。今後は、処理状況が組織内で情報共有できるよう、入札結果の速やかな報告や入札調書の回覧を行うこととした。また、不落札で再入札となる場合には、対応方法や実施スケジュールについて組織内で協議することとし、再発防止に努める。

<注意事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 文書の管理事務が適切でないもの

イ 支出事務

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

- (イ) 支払義務がないにもかかわらず支払い戻入したもの
- (ウ) 請求書の提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を
検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの
- (エ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

ウ 補助金等交付事務

- (ア) 変更交付決定に伴う補助金の返還について、戻入決定が変更交付決定の日から1箇月を超えて遅延しているもの
- (イ) 補助金の交付額が軽微な変更該当しない減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続きを行っていないもの
- (ウ) 補助金の交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

7 産業労働部 (監査対象 15機関)

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|---------------|------|------------|--------|-------|
| 産業創造振興課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 海老名委員 | — |
| 大阪事務所 | 実地 | 令和5年6月19日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 名古屋事務所 | 実地 | 令和5年6月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 産業技術イノベーション課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 海老名委員 | — |
| 工業技術センター | 実地 | 令和5年1月24日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 工業技術センター置賜試験場 | 実地 | 令和5年1月13日 | 海老名委員 | — |
| 工業技術センター庄内試験場 | 実地 | 令和4年12月8日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 高度技術研究開発センター | 実地 | 令和5年1月24日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 商業振興・経営支援課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 海老名委員 | — |
| 県産品流通戦略課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 海老名委員 | — |
| 雇用・産業人材育成課 | 実地 | 令和5年8月4日 | 海老名委員 | — |
| 産業技術短期大学校 | 実地 | 令和5年1月12日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 産業技術短期大学校庄内校 | 書面 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 山形職業能力開発専門学校 | 書面 | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄内職業能力開発センター | 書面 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

- (ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの
(内容)

工事の請負について、公所長に委任された額（1件の予定価格 500 万円以内）を超えて予算を配当替し、執行させているもの

学生寮エアコン設置工事 予定価格 11,568,920 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

工事や事業等の事務執行時における委任規程の関係法令等を所属職員全員で再度確認を行った。

工事請負に係る予算を公所へ配当替する際は、委任の有無を課内複数人により十分に確認するとともに、公所へ情報提供を行うこととした。また、予算措置を検討する段階から、

本庁と公所の連絡調整を密にし、複数の部署によりチェック機能が働く体制とした。

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

工事の請負について、公所長に委任された額（1件の予定価格 500万円以内）を超えて執行しているもの 1件

学生寮エアコン設置工事

予定価格 11,568,920円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

工事施工同等の回付時に、委任の有無を複数の総務課職員で十分に確認するとともに、確認した事実を併いに明記することとした。また、予算措置の段階から本庁所管課との密な連絡調整等を行い、複数の部署によるチェック機能が働く体制とした。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

8 観光文化スポーツ部（監査対象 4機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------------|------|-----------|--------|-------|
| 観光復活推進課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 文化スポーツ振興課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 博物館・文化財活用課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 博物館 | 実地 | 令和5年2月8日 | 森谷委員 | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>

9 農林水産部（監査対象 22機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------------------|------|-----------|--------|-------|
| 農政企画課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 農林大学校 | 実地 | 令和5年7月13日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 農業経営・所得向上推進課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 県産米・農産物ブランド推進課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 農業技術環境課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 農業総合研究センター | 実地 | 令和5年1月12日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 農業総合研究センター園芸農業研究所 | 実地 | 令和5年6月22日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 農業総合研究センター水田農業研究所 | 書面 | 令和5年6月8日 | 松田委員 | — |
| 農業総合研究センター畜産研究所 | 書面 | 令和5年6月8日 | 海老名委員 | — |
| 農業総合研究センター養豚研究所 | 書面 | 令和5年6月8日 | 海老名委員 | — |
| 病虫害防除所 | 書面 | 令和5年1月10日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 病虫害防除所庄内支所 | 実地 | 令和5年6月19日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 園芸大国推進課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 畜産振興課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 水産振興課 | 実地 | 令和5年8月28日 | 奥山委員 | 松田委員 |

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------------|------|------------|--------|-------|
| 水産研究所 | 実地 | 令和4年11月16日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 内水面水産研究所 | 実地 | 令和5年1月13日 | 海老名委員 | — |
| 農村計画課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 農村整備課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 森林ノミクス推進課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 森林研究研修センター | 実地 | 令和5年1月24日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 専門職大学整備推進課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前回監査で指導された事項について、改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるもの

- a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件

農業公所生産物売払収入（種豚売払い）

納期限 令和4年6月21日

納入日 令和4年7月15日

金額 130,900円

- b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの 2件 5,200円

主な事例は以下のとおり

農業公所生産物売払収入（精液売払い）

納期限 令和4年4月25日

納入日 令和4年6月16日

金額 2,600円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

納入通知書を発送する前、納入金額等が概ね確定した時点で、納期限の目安を記載した文書を送付することで、未納の発生を未然に防ぐ。

送付する文書については、適宜回覧し、研究員及び庶務担当の職員全員で情報共有する。

納期限までに入金を確認されない場合には、催告など、債権の収納促進を適切に実施する。

上記と合わせ、会計事務研修会等に庶務担当職員が参加し、復命等により職員で共有する。

イ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

一般需用費（作業手袋等）

検査日 令和4年4月27日

請求書受理日 令和4年8月24日

支払日 令和4年8月31日
支出額 65,418円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 5件 合計395,737円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（肥料等）

検査日 令和4年6月9日
請求書受理日 令和4年8月17日
支払日 令和4年8月31日
支出額 84,720円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

庶務担当が、月数回の確認日を設けて請求書の確認を行う。

また、実際に購入する職員に対しても、毎週行っている朝会等を活用して声掛けをし、請求漏れがないことの確認を徹底する。

ウ 補助金等交付事務

- (ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和4年度山形県農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

実績報告期限 令和4年11月27日

実績報告日 令和5年2月28日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金交付申請時の事業計画に記載された事業完了予定時期に、補助事業者による事業の進捗状況を確認するとともに、事業総括者が事務執行チェックシートにより事務の進捗状況等を随時確認、管理し、補助金交付事務を適切に執行する。

- (イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

- a 実績報告日から額の確定までの期間が3箇月以上のもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和4年度山形県スマート農業導入支援事業費補助金

実績報告日 令和4年10月12日

額の確定日 令和5年1月24日

- b 実績報告日から額の確定までの期間が2箇月以上のもの 125件

主な事例は以下のとおり

令和4年度山形県肥料コスト低減技術導入支援事業費補助金

実績報告日 令和5年2月28日

額の確定日 令和5年5月8日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

年度途中に新たに膨大な量の補助金交付事務が生じ、総合支庁等への移譲が難しい場合は、所属長が進捗状況を確認し、事務分担の見直し等を行う。

現地調査の日程調整を、実績報告受領後速やかに余裕を持って行う。

事務執行チェックシートに処理の目安の時期について追記し、事務主任者及び業務総括者等の複数職員による事務の進捗状況等の確認管理を行う。

エ その他

(ア) 前年度の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの
(内容)

a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件
農業公所生産物売払収入（黒毛和種体外受精卵の販売収入）

調定すべき日 令和4年10月7日

調定日 令和4年12月7日

調定額 198,000円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 1件
農業公所生産物売払収入（黒毛和種体外受精卵の販売収入）

調定すべき日 令和4年11月4日

調定日 令和4年12月7日

調定額 9,900円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

定期的な収入については、チェックシートを作成し、調定の漏れや遅れがないか確認する。

随時の収入についても、経理担当者に起案が回議されてきた時点で、備忘録を作成し、遅延防止を図る。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

10 県土整備部（監査対象 14機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|----------|------|------------|--------|-------|
| 管理課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 建設企画課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 県土利用政策課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 都市計画課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 下水道課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| | | | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 道路整備課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 道路保全課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 河川課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 砂防・災害対策課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 空港港湾課 | 実地 | 令和5年8月23日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 山形空港事務所 | 書面 | 令和5年3月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄内空港事務所 | 書面 | 令和4年11月29日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 港湾事務所 | 実地 | 令和5年6月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 建築住宅課 | 実地 | 令和5年8月24日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金を検査が完了した日から4箇月を超えて次年度予算から支出したもの 1件

定期購読書籍の購入

検査日 令和4年1月31日
請求書受理日 令和4年6月23日
支払日 令和4年7月7日
支出額 6,300円(次年度予算から支出)

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

定期購読書籍等について、一覧表を作成して担当ラインで管理するとともに、庶務担当者と共有し、支出事務のダブルチェックを行うことで、再発防止に努める。

イ 契約事務

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和4年度やまがたの誇れる景観魅力発信業務委託

契約金額 2,381,500円

要契約保証金 238,150円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約書を徴する案件等については、会計課の事前審査を受けることを徹底するとともに、根拠書類等を必ず確認する等、適切な審査を行うよう、職場会議で周知徹底を図った。

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

予定価格及び最低制限価格の積算を誤って落札決定をしたため、契約を解除したものの 1件

令和4年度(債務負担行為工事)道路施設長寿命化対策事業(補助・橋梁更新)一般県道余目松山線庄内橋桁製作架設工事

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

積算ミスの再発を防止するため、チェック項目の見直しによるチェックリストの充実、複数人によるチェック体制の周知徹底に加え、現在のチェック体制を補完する手法を検討・実施する。

また、県土整備部内に「入札ミス対策プロジェクトチーム会議」を立ち上げ、現状の把握、課題の整理を行い、対策案を取りまとめる。

当該工事の再発注にあたっては、設計書作成の委託先からの納品時に、県の担当者と審査者が立ち会い、積算内容の詳細な説明を受け、両者で積算方法の確認を行った。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 支払期限内に支払をしていないもの

イ 契約事務

(ア) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続きが行われていないもの

11 会計局（監査対象 1 機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------|------|----------|--------|-------|
| 会計局 | 実地 | 令和5年9月4日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>

12 村山総合支庁（監査対象 4 機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|---------------|------|-----------|--------|-------|
| 村山総合支庁総務企画部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁産業経済部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山総合支庁建設部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

特別児童扶養手当の有期再認定の事案について、障害等級変更の適用月を誤り、手当額を誤って支給したもの 1件

令和4年3月分

誤支給額 34,900円

正支給額 52,400円

追給額 17,500円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

手当事務に精通した職員がいない状況でも適切に事務を行えるよう、以下の対策を実施した。

障害等級変更の場合の適用年月について確認する項目を盛り込んだチェックシートを導入、新たにヒヤリハット集を作成し、事務引継ぎの際に活用、事務を複数で担当することによるダブルチェック体制の強化。

上記の取組みに加え、「制度勉強会」を継続的に開催し、担当者間で情報共有を図りながら、係全体の制度理解向上に努めていく。

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計1,530,100円

主な事例は以下のとおり

令和3年度（明許）土砂災害対策事業（砂防自然災害防止）蟹足沢工事用道路工事設計等業務委託

請求書受理日 令和4年7月1日

支払期限 令和4年7月15日

支払日 令和4年7月29日

支出額 892,100円

【対象期間において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約内容を確認し、特に15日以内に支払うべき業務委託については、支払期限を明示した付箋を支出伺に添付することにより、支払遅延を確実に防止する。

併せて、既存の支払に関するチェックリストに加え、支払遅延が発生しやすい案件（請書と契約書が混在する事務）に係る管理表を個別に作成し、複数人でのチェックを徹底する。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

(イ) 調定額を誤った1万円以上のもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 補助金の支払時期が適切でないもの

(イ) 事業に要する経費の減額を行っているにもかかわらず、交付要綱に規程する変更の承認手続を行っていないもの

13 最上総合支庁（監査対象 4機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|---------------|------|-----------|--------|------|
| 最上総合支庁総務企画部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 最上総合支庁産業経済部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 最上総合支庁建設部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 奥山委員 | 松田委員 |

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

(イ) 領収している現金の一部について、現金出納簿の記載がなされておらず、かつ、現金払込書で払い込むべきところ、納入通知書で払い込んだもの

(ウ) 現金の金融機関への払い込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの

イ 支出事務

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

ウ 補助金等交付事務

(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

14 置賜総合支庁（監査対象 4機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|---------------|------|-----------|--------|-------|
| 置賜総合支庁総務企画部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

| | | | | |
|-------------|----|-----------|------|-------|
| 置賜総合支庁産業経済部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 置賜総合支庁建設部 | 実地 | 令和5年7月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘事項>

ア 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計13,911,700円

主な事例は以下のとおり

令和3年度成田4期地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第3工区工事

検査日 令和4年5月23日

請求書受理日 令和4年9月15日

支払日 令和4年10月21日

支出額 7,788,000円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 2件 合計151,982,300円

主な事例は以下のとおり

令和3年度川戸・金剛地区農村地域防災減災事業(ため池整備)第1工区工事

検査日 令和4年12月7日

請求書受理日 令和5年2月10日

支払日 令和5年3月14日

支出額 71,507,400円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

公共事業等執行状況報告書により支出の進捗状況を管理するとともに、工事等執行状況管理簿を新たに作成し、請求書受理日、工事完了日、処理期限、支払日など、それぞれの日付を記載し、副主幹が請求書の処理状況を随時確認することとした。

イ 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に特記仕様書の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和4年度置賜家畜保健衛生所改築工事基本及び実施設計業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

担当者及び課長のチェックリストに項目を追加し、指名業者に提示する特記仕様書等と設計書の照合確認を確実に実施することとした。

また、担当者のチェックにおいて、担当者以外の職員によるチェックを加えて行うこととした。

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

予定価格及び最低制限価格の積算を誤って落札決定したため、契約を解除したものの 1件

令和4年度土砂災害対策事業（砂防自然災害防止急傾斜・補正）平谷地測量及び法面詳細設計業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

開札結果（最低制限価格を下回る入札が複数ある、ごくわずかに下回る入札があるなど）から積算ミスが疑われ、かつ積算歩掛の条件設定の不備が確認できない場合は、設計書を積算基準書と照らし合わせてチェックする。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 事後に支出負担行為をしているもの

15 庄内総合支庁（監査対象 4機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|---------------|------|-----------|--------|------|
| 庄内総合支庁総務企画部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 庄内総合支庁産業経済部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 庄内総合支庁建設部 | 実地 | 令和5年7月20日 | 奥山委員 | 松田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 事務執行体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で支出額の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支出額を誤ったもので1万円以上のもの 1件

庁舎衛生管理業務委託料

既支出額 335,944円

正支出額 355,944円

不足額 20,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

係内において、今回の不備や過去の監査結果について情報を共有し、内部統制評価シートにより業務ごとのリスク項目や対応策を確認するよう改めて指導する。

また、これまで、出納審査が不要となる支出伺兼支出票（所属出納員決裁）についてのみ業務管理者と業務総括者が確認内容を記載するチェックリストを貼付し、請求書の額と支出額の確認を行っていたが、出納審査が必要となる支出票についても同様に確認することとした。全ての支出額について、業務管理者と業務総括者がダブルチェックを行い、組織として再発防止に努める。

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

2年連続で不適切な入札事務を繰り返すなど、内部けん制が的確に機能していないもの

低入札価格調査制度による入札において、落札者の決定を保留すべきところ、誤って落札者を決定したため、落札決定を取り消したもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和4年度岡山地区経営体育成基盤整備事業区画整理工実施設計業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約事務を担当する職員に対して、改めて適正な事務執行について研修を行うとともに、入札立合者を2名から3名に増員しチェック体制を強化するほか、入札の手順を確認するフローチャートを作成し、電子入札システムマニュアルと併せて活用するなど、入札執行体制を見直し、再発防止に努める。

イ 収入事務

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

自動車税（種別割）の課税において、教習車（課税免除）が小型乗用車（課税）に構造変更されていたが、課税が漏れていたもの 6件 合計796,900円（うち時効消滅額343,400円）

主な事例は以下のとおり

課税漏れ額 181,100円（うち時効消滅額77,600円）

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

指定自動車教習所の課税免除対象自動車の構造変更の有無について見落としを防ぐため、毎月、リストを出力して確認する。

また、課税免除の相手方に対しては、申請書及び決定通知書の送付時に、構造変更した際には課税免除に該当しなくなること及び届出書の提出が必要であることについて明確に伝え、確認を徹底し、課税漏れ等の再発の防止に努める。

<注意事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 文書の管理事務が適正に行われていないもの

イ 収入事務

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

ウ 支出事務

(ア) 支払の遅延により、延滞利息を発生させたもの

(イ) 建設工事請負契約の変更に伴う前払金返還に係る手続がされていないもの

(ウ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

16 東京事務所（監査対象 1機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------|------|-----------|--------|---|
| 東京事務所 | 実地 | 令和5年5月31日 | 松田委員 | — |

<指摘・注意事項なし>

17 企業局（監査対象 6機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-----------|------|-----------|--------|-------|
| 企業局 | 実地 | 令和5年7月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| | | | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 村山電気水道事務所 | 書面 | 令和5年6月8日 | 松田委員 | — |

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-----------|------|-----------|--------|-------|
| 最上電気水道事務所 | 実地 | 令和5年7月13日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 置賜電気水道事務所 | 書面 | 令和5年6月8日 | 松田委員 | — |
| 鶴岡電気水道事務所 | 実地 | 令和5年6月19日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 酒田電気水道事務所 | 書面 | 令和5年6月8日 | 海老名委員 | — |

<指摘事項>

ア 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に設計書に添付した参考資料の誤りが判明し、入札事務が適切でないまま契約を継続しているもの 1件

令和4年度小水力発電丹南発電所地質調査・解析等業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札事務のチェックリストの改善等とあわせて審査体制の強化を図るとともに、入札事務を行う職員を対象に入札事務に関する勉強会を実施した。今後も所属職員に対して定期的に注意喚起の通知を発出するなど、入札事務ミス発生防止の取組みを推進する。

イ 財産管理事務

(ア) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

行政資産の使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 1件

使用する財産 管理棟

使用目的 冷涼飲料水自動販売機設置

使用期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

行政資産の使用許可について、使用許可期間ごとのリスト整理を行う等により、更新許可事務の手續漏れを防止する事務の改善を図った。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの

18 病院事業局 (監査対象 5機関)

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------|------|-----------|--------|-------|
| 病院事業局 | 実地 | 令和5年7月24日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| | | | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 中央病院 | 実地 | 令和5年7月13日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 新庄病院 | 実地 | 令和5年7月13日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 河北病院 | 実地 | 令和5年6月22日 | 高橋委員 | — |

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------------|------|-----------|--------|------|
| こころの医療センター | 実地 | 令和5年6月23日 | 奥山委員 | 松田委員 |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

消費税非課税扱いの助産に係る料金について、山形県立病院料金規程に非課税料金の設定がない項目があったため誤って消費税相当額を徴収していたもの
587件 合計83,618円

非紹介患者初診加算料等

誤徴収が判明した期間 平成24年4月1日から令和4年9月30日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

返金の対応については、該当者へ通知し返金処理を行っており、現在は適切な料金を徴収している。

県立病院課において、法令改正の都度、各料金の消費税課税・非課税リストを作成し、全県立病院で共有するとともに、システム改修等の対応状況について確認を行う。本作業にあたっては、管理職等を含む複数人により徴収根拠の確認を徹底する。

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

a 行政財産目的外使用許可に係る使用料の調定手続において、納期限の設定が適切でないもの 58件

主な事例は以下のとおり

郵便ポスト設置に係る土地建物使用料

調定日 令和4年4月30日

納期限とすべき日 令和4年5月15日

納期限 令和4年5月31日

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件
土地建物使用料（ボイラー実技指定講習に係る使用料）

調定すべき日 令和4年4月1日

調定日 令和4年12月19日

調定額 18,316円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

行政財産目的外使用許可決定後、直ちに収入調定するとともに、収入調定の決裁時には、管理表と突合し、収入調定漏れがないように徹底する。

また、本事務にかかるマニュアルを作成し、再発を防止する。

イ 収入事務

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

助産に係る料金の調定額を誤ったもの 16,330件 合計1,605,600円

病衣使用料、妊娠反応検査料等

誤徴収が判明した期間 平成24年4月1日から令和4年9月30日まで

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

返金の対応については、該当者へ通知し返金処理を行っており、現在は適切な料金を徴収している。

県立病院課において、法令改正の都度、各料金の消費税課税・非課税リストを作成し、全県立病院で共有するとともに、システム改修等の対応状況について確認を行う。

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

令和元年度から令和3年度にかけて、減額すべき医業未収金が減額処理されておらず、収益が過大に計上されていたもの 28件 合計 206,388,418円

主な事例は以下のとおり

令和3年度 12件 165,807,790円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

医業収益の収入調定にかかるマニュアルの作成のほか、毎月の調定業務のフローの見直しにより誤りを防止する。

調定の際は、金額等に誤りがないか複数職員でチェックを行うとともに、毎月の調定業務に係るチェックリストを作成し、月次決算毎に処理漏れ等がないかチェックする体制とする。

ウ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

職員の報酬、給与及び期末勤勉手当から源泉徴収処理した「源泉徴収所得税」及び「復興特別所得税」につき、法定納期限まで納付せず、遅延が発生したため、「延滞税」及び「不納付加算税」を発生させたもの

延滞税額 38,000円

不納付加算税額 313,500円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務ミスが発生した業務について、新たに事務執行チェックシートを作成し、進捗管理を徹底するとともに、複数の職員でチェックする体制とする。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

イ 契約事務

(ア) 業者の選定・決定が適切でないもの

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの

19 県議会 (監査対象 1機関)

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------|------|----------|--------|-------|
| 議会事務局 | 実地 | 令和5年9月4日 | 松田委員 | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>

20 教育委員会（監査対象 75機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------------|------|------------|--------|-------|
| 教育政策課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 教職員課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 生涯教育・学習振興課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 義務教育課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 特別支援教育課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 高校教育課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 福利厚生課 | 実地 | 令和5年9月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| スポーツ保健課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 国民スポーツ大会推進課 | 実地 | 令和5年8月31日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 図書館 | 実地 | 令和5年1月25日 | 海老名委員 | — |
| 教育センター | 実地 | 令和5年1月25日 | 松田委員 | — |
| 青年の家 | 実地 | 令和5年2月10日 | 海老名委員 | — |
| 朝日少年自然の家 | 書面 | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 金峰少年自然の家 | 書面 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 飯豊少年自然の家 | 実地 | 令和4年12月19日 | 海老名委員 | — |
| 神室少年自然の家 | 実地 | 令和4年12月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 村山教育事務所 | 実地 | 令和5年2月8日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 最上教育事務所 | 実地 | 令和4年12月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 置賜教育事務所 | 実地 | 令和4年12月19日 | 松田委員 | — |
| 庄内教育事務所 | 実地 | 令和5年1月20日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 東桜学館中学校 | 実地 | 令和5年1月25日 | 松田委員 | — |
| 山形東高等学校 | 実地 | 令和5年1月25日 | 海老名委員 | — |
| 山形南高等学校 | 実地 | 令和5年2月10日 | 海老名委員 | — |
| 山形西高等学校 | 実地 | 令和5年2月3日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 山形北高等学校 | 実地 | 令和5年2月8日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 山形工業高等学校 | 書面 | 令和5年3月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 山形中央高等学校 | 実地 | 令和5年4月25日 | 松田委員 | — |
| 霞城学園高等学校 | 実地 | 令和5年2月8日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 上山明新館高等学校 | 実地 | 令和5年1月13日 | 松田委員 | — |
| 天童高等学校 | 実地 | 令和5年2月8日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 山辺高等学校 | 実地 | 令和5年2月10日 | 松田委員 | — |
| 寒河江高等学校 | 実地 | 令和5年1月24日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 寒河江工業高等学校 | 実地 | 令和5年1月24日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 谷地高等学校 | 実地 | 令和5年2月10日 | 海老名委員 | — |
| 左沢高等学校 | 実地 | 令和5年2月10日 | 松田委員 | — |
| 村山産業高等学校 | 実地 | 令和5年1月12日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 東桜学館高等学校 | 実地 | 令和5年1月25日 | 松田委員 | — |

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|------------|------|------------|--------|-------|
| 北村山高等学校 | 実地 | 令和5年2月3日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 新庄北高等学校 | 実地 | 令和5年4月25日 | 松田委員 | — |
| 新庄南高等学校 | 書面 | 令和5年1月20日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 新庄神室産業高等学校 | 実地 | 令和4年12月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 米沢興譲館高等学校 | 書面 | 令和5年3月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 米沢東高等学校 | 実地 | 令和5年2月13日 | 松田委員 | — |
| 米沢工業高等学校 | 書面 | 令和5年1月10日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 米沢商業高等学校 | 実地 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 置賜農業高等学校 | 実地 | 令和5年1月13日 | 海老名委員 | — |
| 南陽高等学校 | 実地 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 高畠高等学校 | 書面 | 令和5年3月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 長井高等学校 | 実地 | 令和4年12月19日 | 海老名委員 | — |
| 長井工業高等学校 | 書面 | 令和5年1月20日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 荒砥高等学校 | 実地 | 令和4年12月19日 | 海老名委員 | — |
| 小国高等学校 | 書面 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 鶴岡南高等学校 | 実地 | 令和4年11月16日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡北高等学校 | 実地 | 令和4年12月8日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡工業高等学校 | 書面 | 令和4年11月29日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡中央高等学校 | 書面 | 令和4年11月29日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 加茂水産高等学校 | 書面 | 令和4年11月29日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄内農業高等学校 | 実地 | 令和4年11月17日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄内総合高等学校 | 書面 | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 酒田東高等学校 | 実地 | 令和4年11月16日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 酒田西高等学校 | 書面 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 酒田光陵高等学校 | 実地 | 令和5年2月6日 | 松田委員 | — |
| 遊佐高等学校 | 書面 | 令和4年12月21日 | 海老名委員 | — |
| 山形豊学校 | 書面 | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 山形養護学校 | 書面 | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 村山特別支援学校 | 書面 | 令和5年3月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 山形盲学校 | 実地 | 令和5年1月25日 | 海老名委員 | — |
| ゆきわり養護学校 | 書面 | 令和5年3月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 上山高等養護学校 | 書面 | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 楯岡特別支援学校 | 実地 | 令和5年1月12日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 新庄養護学校 | 書面 | 令和5年1月20日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 米沢養護学校 | 実地 | 令和4年12月19日 | 松田委員 | — |
| 鶴岡養護学校 | 実地 | 令和4年11月16日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴岡高等養護学校 | 書面 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |
| 酒田特別支援学校 | 書面 | 令和4年12月21日 | 松田委員 | — |

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

指定物品の購入について、権限が委任されていないにもかかわらず、学校長が執行しているもの 1件

品名 電子黒板システム

取得金額 2,435,400円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務室内において、関係通知や会計事務の手引等により、指定物品の購入権限など公所で執行可能な事務範囲の確認・共有を徹底する。決裁の際、疑義が生じた場合には、事務室の職員全員で確認を徹底する。

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を
検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 11件 合計415,800円
主な事例は以下のとおり

新庄北高等学校浄化槽保守点検及び清掃業務委託(令和3年4月分)

検査日 令和3年4月13日

請求書受理日 令和4年3月31日

支払日 令和4年4月28日

支出額 18,150円

b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を
検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計66,000円
主な事例は以下のとおり

新庄北高等学校浄化槽保守点検及び清掃業務委託(令和4年1月分)

検査日 令和4年1月17日

請求書受理日 令和4年3月31日

支払日 令和4年4月28日

支出額 11,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

業者との合意に基づき、契約内容に沿った期間ごとの支払をしていない業務に関しては、実態に合わせた契約内容に変更し、支払遅延をなくす。

なお、通常の支払いに関しては、請求書等を事務室内の専用箱に入れて共同で保管し、支出スケジュールの一覧表を事務室内で共有する等により、請求書の催促失念による支払遅延を防止している。

(ウ) 事務事業が適切でないもの

(内容)

会計年度任用職員の社会保険料納付事務など7業務について、必要な手続を行わずに放置するなどしたもの

主な事例は以下のとおり

会計年度任用職員の被保険者賞与支払届の年金事務所への提出（令和2年12月分）

提出期限 令和2年12月14日

提出日 令和4年10月28日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

管理職が担当者の状況を把握しながら、必要に応じて、声かけを行うとともに、進捗状況を把握しながら、催促やサポートを行う。担当以外の職員においても、声かけやサポート等を徹底するなど、事務室全体で適正な事務の執行に努める。

イ 収入事務

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

授業料の減免申請に対する減免の適否の決定に、受理日から2箇月を超えているもの 2件

主な事例は以下のとおり

申請書受理日 令和4年8月31日

減免決定日 令和5年1月12日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

授業料の減免申請に必要なとなる休学する生徒及び減免申請書の受理状況等に関する管理表を作成し、事務室内で共有する。事務部長は定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて担当者に処理を促すことにより、事務の遅延を防止する。

ウ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和3年7月5日

支払日 令和4年1月28日

b 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの 1件

申請書受付日 令和3年11月5日

支払日 令和4年2月15日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

管理職が担当者の状況を把握しながら、必要に応じて、声かけを行うとともに、進捗状況を把握しながら、催促やサポートを行う。担当以外の職員においても、声かけやサポート等を徹底するなど、事務室全体で適正な事務の執行に努める。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 3件 合計84,480円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物処理業務委託（令和4年5月分）

請求書受理日 令和4年6月3日

支払期限 令和4年7月1日

支払日 令和4年12月20日

支出額 22,704円

b 支払期限内に支払をしていないもの 4件 108,306円

主な事例は以下のとおり

一般廃棄物処理業務委託（令和4年8月分）

請求書受理日 令和4年9月5日

支払期限 令和4年10月4日

支払日 令和4年12月20日

支出額 20,768円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

担当者が受理した請求書について、事務長も確認するとともに、事故防止のための内部研修や打合せ、声掛けを行い、事務室内のコミュニケーションを向上させる。また、支出事務チェックシートの作成・運用により、適切な支出事務の確保を図る。

(ウ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 9件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和4年7月1日

支払日 令和4年12月23日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

最上校について、本校事務職員と随時、支払事務だけでなく、その他の業務の進捗状況等についても情報を共有し、不測のトラブルを事前に察知するよう努めるとともに、必要に応じてサポート等を行うことにより、支払遅延を防止する。

(エ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 9件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和3年7月1日

支払日 令和3年12月3日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

分校において、事務の遅延が生じないように、必要に応じて本校から事務職員を派遣し、サポートを行う体制とする。また、支出に関する管理表を作成し、本校と分校で共有することにより、支出事務の進捗管理を徹底し、支出の遅延防止を図る。

(オ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 8件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和4年7月1日

支払日 令和4年11月11日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

業務総括者は、担当者が行う申請書の審査等の事務の進捗状況を把握し、必要に応じて

指導・助言を行うほか、申請者からの必要書類の提出が遅れている場合等は、担当者以外の職員も協力して催促する。

また、支払については、要件を満たした申請者から速やかに行う。

(カ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延し、次年度予算から支出しているもの 1件

一般入学願書の購入経費

請求書受理日 令和4年1月26日

支払期限 令和4年2月9日

支払日 令和4年6月1日

支出額 11,825円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請求書の受理など教員から事務室への連絡漏れを防止するため、校内システム掲示板を活用するとともに、毎月の職員会議でも呼びかけ、教員全員に対して請求書等の提出漏れがないか確認を徹底する。また、支払手続について必要な事務を明確にし、事務職員と教員の間で共有することにより、支払遅延の防止を図る。

エ 契約事務

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの

南棟ルーフドレン更新工事

契約金額 1,848,000円

要契約保証金 184,800円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

建設工事の事務処理に関するチェックシートを作成し、担当者が必要な事務を確実に実施できるようにする。また、入札や契約締結時の決裁過程において、他の職員もチェックシートにより契約保証金の徴取等の必要な事務実施状況等を確認し、確実に事務を執行する。

(イ) 工事・物品購入等の分割が適切でないもの

(内容)

工事について、一括発注し競争入札に付すべきところ、1件250万円以下に分割し随意契約により発注しているもの 3件

a 寄宿舍棟自動水栓化工事

契約金額 2,145,000円

契約日 令和3年12月27日

工期 令和4年1月4日から令和4年3月30日まで

完成日 令和4年3月22日

請求書受理日 令和4年3月31日

支払日 令和4年4月27日

b 職業棟自動水栓化工事

契約金額 1,430,000円

契約日 令和4年1月17日

| | |
|--------|------------------------|
| 工期 | 令和4年1月21日から令和4年3月30日まで |
| 完成日 | 令和4年3月24日 |
| 請求書受理日 | 令和4年3月31日 |
| 支払日 | 令和4年4月27日 |

c 管理棟自動水栓化工事

| | |
|--------|------------------------|
| 契約金額 | 2,145,000円 |
| 契約日 | 令和4年2月14日 |
| 工期 | 令和4年2月18日から令和4年3月30日まで |
| 完成日 | 令和4年3月28日 |
| 請求書受理日 | 令和4年3月31日 |
| 支払日 | 令和4年4月27日 |

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

工事の発注単位に関しては、明確な基準がなく、当該事務に関わる職員が認識違いにより判断を誤る可能性があることから、疑義が生じる可能性がある場合には、会計課等に判断・指示を仰ぎ、発注時の判断誤りを無くし、適正な事務の執行に努めることとする。

オ その他

(ア) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 66件

3箇月超 11件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

「旅費事務進捗管理シート」により旅費事務の進捗状況を事務室内で共有しているが、さらに、校長のマネジメントの下、教職員の旅行命令簿作成等が遅れないよう、毎回の職員会議で周知徹底し、教職員の意識を高める。最上校については、随時、本校事務職員と旅費事務の進捗状況等について情報を共有し、必要に応じてサポート等を行うことにより、旅費の支給遅延を防止する。

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 145件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、旅費の支払遅延の主な原因である復命事務について、復命書の作成が省略可能なものを再確認するなどの効率化を図るほか、財務会計システムを活用することによりスケジュール管理を徹底し、教頭と事務室職員が旅費の執行状況を共有して速やかな復命書の提出を促す。

また、旅費の支払については、月に2回定期的に行う。

(ウ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

- a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

令和4年6月支給分

| | |
|----------------|---------|
| 既支給額 (100分の5) | 21,973円 |
| 正支給額 (100分の10) | 43,947円 |
| 要追給額 | 21,974円 |

- b 通勤手当について、月の全日数にわたり通勤実績のない職員に支給し、返納を要するもの 1件

令和4年7月から令和4年9月支給分

| | |
|------|--------|
| 既支給額 | 7,500円 |
| 正支給額 | 0円 |
| 要返納額 | 7,500円 |

- c 通勤手当について、通勤経路等の変更に伴う認定の手続を行っていないもの 5件

- d 扶養手当について、支給期間を誤り、期末手当及び寒冷地手当とともに返納を要するもの 1件 返納額合計110,025円

扶養手当 令和3年1月から平成3年11月支給分

| | |
|------|---------|
| 既支給額 | 71,500円 |
| 正支給額 | 0円 |
| 要返納額 | 71,500円 |

期末手当 令和3年6月支給分

| | |
|------|----------|
| 既支給額 | 608,581円 |
| 正支給額 | 600,456円 |
| 要返納額 | 8,125円 |

寒冷地手当 令和3年1月から3月及び11月支給分

| | |
|------|---------|
| 既支給額 | 71,200円 |
| 正支給額 | 40,800円 |
| 要返納額 | 30,400円 |

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、事務室内で各種手当に関するチェックリストを作成・共有するとともに、職員が受講した研修資料を活用し、事務室内で研修会を行う。

教員に対しては、各種手当に関して届出等が必要となった場合に速やかに事務室に連絡するよう、職員会議で4半期に1回程度、資料を配付し周知を行い、手続漏れ等の防止を図る。

- (エ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善を行っていないもの
(内容)

支出事務が適切でないもの

- a 住居手当について、支給期間を誤り、返納を要するもの 1件

令和4年6月支給分

| | |
|------|---------|
| 既支給額 | 28,000円 |
| 正支給額 | 0円 |
| 要返納額 | 28,000円 |

- b 扶養手当について、被扶養者数の変更に伴う認定の手続を行っていないもの 3件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

校長のマネジメントの下、住居手当の認定において、住居届と通勤届に記載の住所が一致しているかを確認し、異なっている場合には、居住事実等の確認を徹底する。決裁の際には通勤手当の認定簿等も添付させ、担当者以外の職員も確認を徹底する。

また、扶養手当について、担当者と支給対象職員に資格喪失の関係資料を配布し、職員会議でも周知を行うとともに、「扶養親族報告書」回覧時に認定簿を添付させ、担当者以外の職員も確認を徹底する。

<注意事項>

ア 事務事業の執行管理

- (ア) 文書の管理事務が適切でないもの

イ 収入事務

- (ア) 領収している現金の一部について、現金出納簿の登記をしていないもの

- (イ) 調定額を誤った1万円以上のもの

- (ウ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

- (エ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの

ウ 支出事務

- (ア) 年度所属区分を誤ったもので、1万円以上のもの

- (イ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

- (ウ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

- (エ) 支払の遅延等により、遅収加算金を発生させたもの

- (オ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

- (カ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの

- (キ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの

エ 契約事務

- (ア) 自動販売機設置に係る賃貸借契約の入札を実施すべきところ行っていないもの

オ その他

- (ア) 前年度会計の監査において指導した事項について、措置又は改善を行っていないもの

21 警察本部 (監査対象 15機関)

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|-------|------|----------|--------|------|
| 警察本部 | 実地 | 令和5年9月4日 | 奥山委員 | 松田委員 |
| 山形警察署 | 実地 | 令和5年2月8日 | 星川委員 | 松田委員 |

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|--------|------|------------|--------|-------|
| 上山警察署 | 書面 | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 天童警察署 | 書面 | 令和5年3月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 寒河江警察署 | 書面 | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村山警察署 | 実地 | 令和4年12月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 尾花沢警察署 | 実地 | 令和4年12月2日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 新庄警察署 | 実地 | 令和4年12月2日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 庄内警察署 | 書面 | 令和4年11月29日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 酒田警察署 | 実地 | 令和4年11月16日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 鶴岡警察署 | 書面 | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 長井警察署 | 実地 | 令和5年1月20日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 小国警察署 | 書面 | 令和4年12月8日 | 星川委員 | 松田委員 |
| 南陽警察署 | 書面 | 令和4年12月8日 | 海老名委員 | — |
| 米沢警察署 | 実地 | 令和4年12月19日 | 松田委員 | — |

<注意事項>

ア 補助金等交付事務

(ア) 事業費の2割を超える減額となるにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないもの

22 その他委員会等（監査対象 3機関）

| 対象機関 | 実施方法 | 監査年月日 | 担当監査委員 | |
|----------|------|-----------|--------|-------|
| 監査委員事務局 | 実地 | 令和5年9月4日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 人事委員会事務局 | 実地 | 令和5年8月31日 | 高橋委員 | 海老名委員 |
| 労働委員会事務局 | 実地 | 令和5年9月4日 | 高橋委員 | 海老名委員 |

<指摘・注意事項なし>